

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆スマートフォンで動画を見せるときは、

大人が付き添いましょう



2018

2 February
月号

第 95 号

◆賃貸住宅の原状回復トラブル ◆消費生活展を開催します！

スマートフォンで動画を見せるときは、大人が付き添いましょう

お子さんやお孫さんが、大人のスマートフォンなどを使って、動画を見たりゲームをするということがよくあると思います。

子どもは大人が想像する以上にスマートフォンなどを簡単に操作してしまうことがあり、ネットトラブルに巻き込まれないよう注意が必要です。子どもが利用する場合は、必ず大人が付き添うようにしましょう。

相談事例



5歳の息子を寝かせるため、スマホで動画を見せていた。別室で家事をしていたところ、息子が何か話しているので、驚いて行ってみると、アダルトサイトの請求画面が表示されていた。スマホの画面に表示された広告をクリックしたらしい。請求画面には「1年で30万円」とあり、退会しようと電話やメールをしてしまった。伝わってしまった個人情報が心配だ。



★アドバイス★

- スマートフォンやタブレットの利用は、10歳未満の低年齢層にも広がっています。子どもに端末を渡して動画を見せていたところ、目を離した際にアダルトサイトの請求画面が表示されたという相談が寄せられており、注意が必要です。
- 通信契約していないスマートフォンでも、自宅の無線LANや飲食店等の無料のWi-Fi経由でインターネットにつながってしまい、トラブルになることがあります。
- 上記は「ワンクリック請求」の事例です。アダルトサイトの請求画面が出て、慌てて相手に連絡したり、お金を支払ったりしてはいけません。
- 不安に思ったりトラブルにあたりした場合は、早めにお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



賃貸住宅の原状回復トラブル

消費生活センターには、アパートなどの賃貸住宅に関する相談、特に退去時の原状回復費用に関する相談が多く寄せられています。

借主が負担する原状回復費用は、不注意などにより付けた傷・汚れ、壊したものの補修費用などが原則です（下表参照）。しかし、借主が「自分が付けた傷ではない」と主張しても、入居中に付けたものとして、貸主が費用負担を求めるといったトラブルが発生しています。

不動産会社から原状回復費用の請求書が届いたが、見積額が敷金を超えていた。自分の不注意で傷付けてしまった壁紙の張替代は納得しているが、契約当初から穴があいていた襖の張替代は納得いかない。



★アドバイス★

● 入居・退去時には、できる限り貸主の立ち会いの下で部屋の現状を確認しましょう

入居時の確認は特に重要です。入居時の傷の有無などが基準になることから、リフォームの有無、天井・床・壁・建具・設備機器の傷や汚れなどの有無のほか、設備の整備状況などを確認し、その内容を確認リストとして書面にしておきましょう。

➤ 貸主に立ち会い確認をしてもらえなかったとき

借主側で入居時の部屋の状況確認を丁寧に行い、傷などは日付入りで写真に撮り、記録しておきましょう。なお、身に覚えのない傷の補修費用を請求されても、借主は自分が付けたのではないことを主張すればよく、借主が付けた傷なので借主に負担義務があるとする場合の立証責任は、貸主にあります。

● 退去時に示された原状回復費用の内訳について、貸主に十分な説明を求めましょう

家主側から原状回復費用の総額だけを言われたときは、修繕費の明細を記載した見積書や請求書等を出してもらいましょう。書面の内容をよく確認し、疑問に思う点や納得いかない点があれば、貸主にその旨を伝え、なぜ支払う必要があるのか説明してもらいましょう。

修繕にかかる工事代、建材費等が高額であると感じたときは、複数の業者から見積りを提示してもらうよう貸主に要求しましょう。自分で見積もりをとる方法もあります。

● 困ったときはお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。

負担区分	損耗の区分	例
貸主の負担	自然損耗 (経年劣化)	畳・クロス・床材などの自然変色、 設備機器の通常使用による故障など
	通常損耗	電気製品による後部壁面の電気焼け、 家具の設置跡など
借主の負担	借主の不注意により生じた損耗	喫煙による汚損、子どもの落書き、 ペットによる傷など



参加
無料

消費生活展を開催します！

主催：宮城県、宮城県金融広報委員会 後援：金融広報中央委員会



県及び県金融広報委員会では、消費生活の基礎知識が気軽に学べる「消費生活展」を開催します。近年、私たちの身の回りでは、様々な消費者トラブルや特殊詐欺が発生しています。そのトラブルを回避するためには、正しい知識や、事例を知ることが大切です！会場では、パネル展示やクイズラリー、消費生活講座など、暮らしに役立つ情報が満載です！消費生活の知識を楽しく学べる4日間。ぜひ、お誘い合わせの上、お越しください。

暮らしに役立つ情報満載！

☆消費者をわらう問題商法や金融知識、製品事故などのパネル展示

☆クイズラリー

景品(アニメむすび丸の消費生活センターオリジナルグッズなど)もあります♪

☆悪質な手口を紹介したDVD上映

☆消費生活相談員による出張消費生活相談コーナー(当日随時受付)

宮城県消費生活センターの相談員が商品やサービスの契約などについて相談にのります。

☆暮らしと金融に関する情報提供コーナー

金融広報アドバイザーが暮らしやお金に関する疑問にお答えします。※個別相談は不可。

☆消費生活講座 参加者募集中(要予約)



消費生活講座

定員：各講座30名 ★事前予約制。定員に達し次第募集を締め切ります。

日時	タイトル	講師
2日目 3月7日(水)	11時～12時30分 退職後のライフプランを考える ～お金の知恵を蓄えよう～	株式会社えん“縁 援 円 宴”代表取締役 ファイナンシャルプランナー(CFP) 首藤 寛之 氏
	14時～15時30分 遺品トラブルを防ごう！ ～デジタルデータや遺品の整理～	イズモ・プロ 終活カウンセラー/葬祭アドバイザー 出雲 英子 氏
3日目 3月8日(木)	11時～12時30分 シニア世代の食生活と健康 ～食事と健康食品、サプリメントの関係～	みやぎ食育コーディネーター 管理栄養士 松井 育葉 氏
	14時～15時30分 落語で楽しく学ぶ消費生活 「振り込め詐欺・悪質商法」 「エシカル」ってなに？消費から世の中を変えよう	落語家 立川 平林 氏

「消費生活展」

行動しよう 消費者の未来へ
～自立した生活を送るために～

平成30年3月6日(火)～9日(金)

10時～18時(最終日のみ16時)

会場：東北電力グリーンプラザ アクアホール

●問合せ・講座の申込み●

消費生活・文化課までご連絡ください

宮城県環境生活部消費生活・文化課
(宮城県消費生活センター)

仙台市青葉区本町3-8-1

TEL:022-211-2524

FAX:022-211-2959

困ったとき、わからないときは…

相談
しよう!

消費生活センター 県民サービスセンター

気仙沼・本吉圏



気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会
気仙沼法律相談センター

0226-22-8222

東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会
登米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所
県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会
石巻法律相談センター

0225-23-5451

栗原圏



北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会
古川法律相談センター

0229-22-4611

大崎圏



宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会
法律相談センター

022-223-2383

仙台圏



大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会
県南法律相談センター

0224-52-5898

仙南圏



相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）